

平成28年度答申第4号

平成29年3月14日

印西市長 板倉正直様

印西市情報公開・個人情報保護審査会

会長 伊藤義文

印西市公共施設予約システムに係る通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について（答申）

平成28年12月5日付け印西高第995号で諮問のありましたこのことについて、下記のとおり答申します。

記

1 結論

印西市公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）に係る通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供（以下「本件第三者提供」という。）については妥当と判断する。

ただし、当審査会は実施機関に対し、指定管理者が個人情報を取扱う事務従事者を限定するなどの情報漏えい防止策を講じるよう求めること、指定管理者において当該個人情報を取扱う事務従事者に対し、個人情報保護、情報セキュリティに関する研修等を継続的に実施するなどして、当該事務従事者の個人情報保護の意識向上に努めるよう求めることを要望する。

あわせて、審査会は実施機関に対し、指定管理者が個人情報を適切に管理しているか否かについて、定期的に精査、検証することを要望する。

2 実施機関の説明

- (1) 実施機関は、平成29年4月1日より公の施設である印西市総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の管理運営業務を指定管理者に委託する予定である。

総合福祉センターは、印西市立福祉作業所コスモス、印西市立中央老人福祉センター、印西地域福祉センター及び印西市立子どもふれあいセンターを複合した施設である。現在、実施機関が当該各施設の管理運営及び会議室、レクリエーション室等の施設設備の提供（以下「貸館業務」という。）を行っており、このうち印西市立中央老人福祉センター及び印西地域福祉センターの貸館業務については、予約システムを使用し、以下の業務を行っている。

- ① 利用者登録情報の管理
（個人登録または団体登録）
- ② 利用者カードの発行（団体登録）
- ③ 老人福祉センター・老人憩いの家登録証の発行（個人登録）

なお、利用者登録で扱う情報は、個人登録の場合には、氏名、住所、生年月日、電話番号、緊急連絡先として家族の氏名及び電話番号、団体登録の場合には、代表者の氏名、住所及び電話番号である。

- (2) 予約システムは、市の体育施設・文化ホール・公民館・福祉センター等（以下「市内体育施設等」という。）の利用者登録情報の管理及び施設貸出の管理を行うシステムであって、予約システムへのアクセス権を付与された職員は、ID及びパスワードでログインした後、専用回線（IP-VPN）で接続されたネットワークを介してサーバに接続し、オンラインで操作を行っている。

予約システムは、市内体育施設等すべての利用者登録情報の管理及び施設貸出の管理が可能だが、運用は、所管する施設のみの利用者登録情報及び施設貸出を管理することとしている。

市民は、インターネット回線によりパソコンや携帯電話で、予約システムを利用し、予約申し込みや空き状況を照会することができる。ただし、予約申し込みには、利用する市内体育施設等において事前の利用者登録が必要であり、登録者には利用者カードを交付している。

- (3) 指定管理者による予約システムの使用について

指定管理者による利用者登録情報の管理及び施設貸出の管理においても、

予約システムを引き続き使用することを予定している。これは、指定管理者が独自に前記各管理を開始しようとする場合、市民が改めて利用者情報登録等を実施する必要があるなどの市民の負担を考慮した結果である。そのため、市民の施設利用に関する事務を円滑に実施するため、指定管理者に対し、指定管理者による管理開始前の利用者登録情報も提供する予定としている。

指定管理者による管理開始後は、印西市中央老人福祉センター及び印西市地域福祉センター以外の利用者情報及び貸出情報の登録、閲覧及び検索は行えないように予約システムの仕様を変更する。

ただし、中央老人福祉センターにおける老人福祉センター・老人憩いの家登録証の発行（個人登録）については、重複登録を避けるため、市内の他の老人福祉センターの利用者登録情報を検索できるように設定する。

(4) 指定管理者の予約システムの使用に係るセキュリティ対策

- ① 市のサーバと総合福祉センターのネットワークは、現在の専用回線（IP-VPN）をそのまま使用する。
- ② 総合福祉センターの事務室に設置されるパソコンについては、指定管理者が所有するパソコンで接続した際に生じる個人情報の漏えいリスクを防止するため、市のパソコンを貸与するものとし、指定管理者による管理開始後は、予約システム以外に接続できないように貸与パソコンの仕様を変更する。したがって、仕様変更後、指定管理者は、当該管理に係る予約システム以外の市が保有する個人情報を扱うことができないことになる。
- ③ USBへのデータ保存はできないようにする。
- ④ 指定管理者は、事前に予約システムの利用者名簿を提出し、市は、名簿記載の利用者に対し、ID及びパスワードを個々に付与する。
- ⑤ 予約システムの使用について、履歴を記録する。

(5) 個人情報の保護措置について

- ① 実施機関は、印西市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第11条（委託等に伴う措置）の規定に基づき、指定管理者に対し、個人情報保護の責務を課し、安全管理、秘密の厳守、情報セキュリティ対策責任者の指定、ID及びパスワード等の管理等の措置をとるよう、条例、「個人情報取扱特記事項」及び「印西市情報セキュリティポリシー」（以下「情報セキュリティポリシー」という。）を遵守する旨を総合福

社センターの管理運営に関する協定書に記載する。

- ② 指定管理者は、条例第12条（受託者等の責務）の規定に基づき、実施機関と同様に、個人情報の安全管理、秘密の厳守等の個人情報保護に関し措置を講じるとともに、事務従事者に対し、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせたり、不当な目的に使用してはならないことを周知することになる。
- ③ なお、上記に違反した場合、実施機関は、指定管理者に対し、協定の取り消し及び損害賠償請求を行うことができる。また、事務従事者には、条例に規定する罰則の適用がありうる。
- ④ 「指定管理者制度の導入等に関する事務指針」に基づき、月1回モニタリング（実地調査）を実施する。

3 審査会の判断理由

- (1) 実施機関の説明によれば、実施機関は、市内体育施設等にパソコンを配置し、予約システムを使用して、市内体育施設等すべての利用者登録情報の管理及び施設貸出の管理を行っており、利用者の個人情報は、サーバで共有されている。

実施機関は、平成29年4月1日から総合福祉センターの管理運営業務を指定管理者に行わせ、このうち印西市立中央老人福祉センター及び印西地域福祉センターの貸館事業において、市民の施設利用に関する事務を円滑に実施するため、指定管理者に従前上記2施設において用いられていた予約システムをそのまま使用させる予定であり、実施機関は、通信回線（オンライン）結合による指定管理者への個人情報の提供を予定している。

セキュリティ対策として、指定管理者による管理開始後は、市がパソコンを貸与し、予約システム以外に接続できないようにするとともに、市のサーバとのネットワークは、現在の専用回線を使用することでセキュリティを確保することとされている。

なお、指定管理者による管理開始後、実施機関は、印西市中央老人福祉センター及び印西市地域福祉センター以外の登録、閲覧及び検索は行えないように仕様を変更するが、印西市中央老人福祉センターにおける老人福祉センター・老人憩いの家登録証の発行（個人登録）に際して、重複登録を避けるため、市内の他の老人福祉センターの利用者登録情報を検索できるように設定をする。

また、協定書により個人情報の適正管理、情報セキュリティポリシーの遵守を規定し、個人情報の保護措置を講じることとされている。

(2) 上記説明によれば、本件第三者提供は、公益上の必要性が高く、個人情報の保護のための安全管理措置が講じられていると認められる。

当審査会では、本件第三者提供について、公益上の必要性があること、かつ個人情報の保護対策及び情報漏えい等の危険性について必要な防止策が講じられる予定とされていることから、基本的には妥当と判断した。

(3) もっとも当審査会では、指定管理者の非正規雇用者を含むすべての事務従事者が個人情報に接する場合において、情報漏えいの危険性を危惧する意見もあることから、当審査会は、指定管理者が個人情報の取扱者を限定するなどの情報漏えい防止策を講じること、すべての事務従事者に対し、個人情報保護、情報セキュリティについて、継続的に研修を実施し、個人情報保護等の意識向上に努めることを要望する。

また、指定管理者が利用する個人情報、特に印西市中央老人福祉センターについての登録情報は、高齢者本人の情報だけでなく、緊急時の連絡先である、氏名、電話番号等の家族に関する個人情報が含まれており、これらが一体となった情報は、いわゆる振り込め詐欺等の特殊詐欺を行おうとする者にとって著しく有益な情報であって、その漏えいが前記のような犯罪行為を容易にする危険性が高いことに鑑みると、審査会は、実施機関に対し、指定管理者の個人情報の管理状況を定期的に精査、検証することを要望する。

答申に関与した委員

伊藤義文、土肥紳一、武田好子、大杉洋平、柳橋幸雄